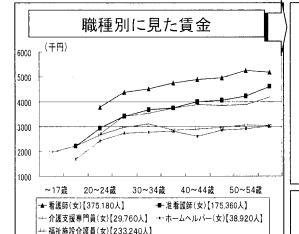
介護労働者の確保・定着等に関する研究会中間取りまとめ案について

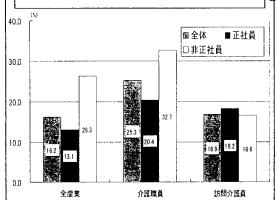


・医療分野の他の専門職や他産 業と比較して賃金が低い

資料出所:「平成19年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

- キャリアアップが困難
- →やりがいを感じているものの、キャリアアップが 困難であり、結婚を機に退職する男性も存在する

介護労働者の離職率



資料出所:全産業は「平成18年雇用動向調査(厚生労働省)」、介護職員及び 訪問介護員は「平成19年度介護労働実態調査(介護労働安定センター)」

・正社員の離職率が高い

→事務的業務・利用者のニーズに応じたサービス の提供が必要であり正社員への負担が大きい。 また、労働時間も長くなっている。

く現状認識>

少子高齢化が進展するなかで、介護サービスのニーズは増大。一方、 現状においては介護労働者の人材確保は困難であるが、国民ニーズに 応えるためには介護サービスの担い手の確保・定着は不可欠。 <現状と課題(特記事項以外)>

- ・介護事業主、特にトップ管理者の雇用管理に対する理解が乏しいと いう指摘。
- ・少子化、厳しい労働条件、人手不足等のマイナスイメージの報道を 背景として介護養成施設において定員割れが生じている。
- ・定着においては賃金以外の要素もあることが覗えること。

介護労働者が意欲と誇りを持って 働くことができる社会の実現

質の高い人材を安定的に確保・定着させることが重要

介護労働者の定着・育成 に向けた雇用管理改善

介護労働者の確保 及びマッチング等

基本的な雇用管理の認識・必要性

的確な評価、処遇改善とキャリア管理の促進

安心・安全・働きやすい労働環境の整備

教育機関・養成施設等との連携による人材確保

潜在的有資格者の堀り起こし

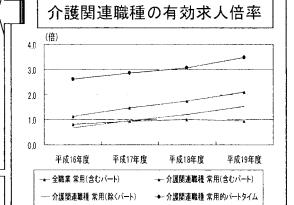
多様な人材の参入・参画

ハローワークを通じた福祉人材機能の強化

介護分野の社会的評価の向上

<介護報酬の考え方>

介護労働については現状の賃金等の労働条件に様々な課題があり、今後の介護 報酬の改定に際しては、如何にして安定的に人材を確保し、専門職として処遇し、 その能力を高めていくかとういう観点を考慮して、検討がなされることを望みたい。

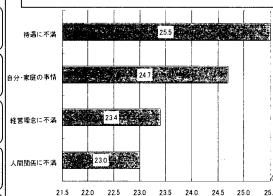


・高まる人手不足感

→3年間で有効求人倍率は常用(含むパート)では 0.96ポイント、常用的パートタイムでは0.86ポイント の上昇。特に非正社員等の人手不足が深刻。

資料出所:「職業安定業務統計(厚生労働省)」

主な離職理由



21.5 22.0 22.5 23.0 23.5 24.0 24.5 25.0 25.5 資料出所:「平成19年度介護労働実態調査(介護労働安定センター)

- 「待遇」「人間関係」等に不満を感じ 離職する割合が高い。
- →この他、定着率が低い理由として研修·教育体制 の整備不足や夜勤での人員配置過小による負担、 重労働による腰痛等が原因として挙げられている。

対策の方向性について

介護労働者の定着・育成に向けた雇用管理改善

雇用管理の認識・必要性

労働法令等の周知徹底と雇用管理についての普及啓発、事業主や施設長、 現場管理者及びサービス提供責任者等、管理職に対する雇用管理等の研修の 実施等、各種支援体制の強化。

事業主団体を通じた中小企業の雇用管理の共同化等の実施。

的確な評価、処遇改善とキャリア管理の促進

キャリア、能力、資格及び職責に見合う賃金制度の構築し、賃金、キャリア管理に反映させていく必要性について、事業主団体等の講習会を活用して啓発。

安心・安全・働きやすい労働環境の整備

育児休業・介護休業の取得等、女性が働き続けやすい職場にしていくことが必要。

具体的には

健康診断の徹底や腰痛対策の他、感染症対策やメンタルヘルス対策の推進。 腰痛対策に関しては、介護補助器具等の積極的活用を図るための助成や 腰痛予防の講習、腰痛発症者に対しての支援等の推進。

精神的負担に対しては、相談体制の整備・充実やメンタルヘルス対策等の促進。介護労働者の定着には、コミュニケーションの充実が重要。

事務的業務等の簡素化・合理化、労働時間の短縮の促進。

介護労働者の確保及びマッチング等

教育機関・養成施設等との連携による人材確保

魅力ある仕事として評価されるよう、ハローワーク・福祉人材センター及び 業界団体等と各教育機関・養成施設・福祉施設との連携、インターンシップや 合同説明会等を通じ、求職者及び若年者に対して、介護の職場の理解を深めて いくことが求められる。

潜在的有資格者の掘り起こし

潜在的有資格者の介護分野への就業意識の阻害要因等について調査・分析、 情報提供等により、有資格者が再び介護の現場で働けるよう、適切な対策を講じ、 安定的・効果的に介護労働者を確保することが重要。

多様な人材の参入・参画

求められる。

次世代の介護を担う人材として介護関連業務未経験者等を受け入れ、養成していくことが求められる。そのためには、介護についての社会的認知を高め、介護関連業務未経験者から選択してもらえる業種となることが重要。また、事業主に対して様々な人材育成に係る負担軽減のための助成措置が

ハローワークを通じた福祉人材機能の強化

ハローワークにおいては、人手不足の深刻な大都市圏を中心に、担当者制によるきめ細やかな求人充足支援等が可能となる拠点の設置や体制の整備、機能の強化。

また、福祉人材センター等関係機関とのネットワークを強化し、各機関の 有するノウハウを活用し、各種サービスを効率的に提供することを通して 安定的な福祉人材の確保を実現することが求められる。

社会的評価の向上

介護保険制度について国民から正しく理解され、介護分野に対する国民の 関心を高める。具体的な取組として「介護の日」を設定し、社会的評価を高める。

介護労働者の確保・定着等に関する研究会中間取りまとめ案

20.7.18

はじめに

我が国は 2005 年から人口減少に転じ、今後も少子化・高齢化という人口構成の変化を伴った人口減少が進展する見通しとなっており、この影響により、労働力人口も中長期的に減少傾向で推移することが見込まれる。一方、高齢者人口の増加に伴い、国民の介護サービスへのニーズがさらに増大していくと予想されている。

さらに 2000 年より開始された介護保険制度により、従来の「措置制度」から利用者が介護事業者と契約することで、サービスを選択することができる「契約制度」へと移行し、介護サービスの需要が一層拡大するとともに、介護事業者は、利用者に対してより高い質のサービスを提供することが求められることとなった。

介護サービスは、介護労働者が利用者に相対して直接サービスを提供する労働集約的な産業であるとともに、介護サービスの地域特性から、地域密着型の産業である。社会保障国民会議の中間報告において報告されているように、介護サービスの質の向上が重要であるが、現状では介護職員の確保が困難であり、介護サービスが国民のニーズに十分応えるよう機能するためには介護サービスの担い手の確保・定着が不可欠である。²また、第 169 回通常国会で成立した、

「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」においても、「介護従事者の賃金水準等を勘案し、介護従事者の賃金等の処遇改善のための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること」とされているところである。

さらに、介護分野に従事する者は、介護という仕事に対するやりがいや希望 を抱きながら職業生活をスタートする者が多くみられるものの、その離職状況

¹ 資料出所:厚生労働省 雇用政策研究会「すべての人々が能力を発揮し、安心して働き、安定した生活ができる社会の実現~本格的な人口減少への対応~」(2007年12月)「2006年の労働力率と同水準で推移した場合は2006年の労働力人口と比較して、2030年で約1,070万人減少することが見込まれるが、各般の雇用対策を講じることで、約480万人の減少にとどまることが見込まれる。」

² 資料出所:厚生労働省 「職業安定業務統計」介護関連職種の有効求人倍率(常用(含むパート))では地域差があるものの平成19年度において全国で2.10倍と人材確保が困難な状況となっている。

についてみると、全産業の平均離職率³より介護全体の離職率は高くなっており、 特に施設系では介護職員の定着が進まない状況となっている。⁴

このように介護分野は、少子化・高齢化の進展の中で、今後も一層のニーズの増大が見込まれる一方で、現状においては人材確保が困難な状況がみられるなど、介護サービスの基盤が揺らいでいると指摘されている。こうした状況を克服し、高齢者をはじめ国民が安心して暮らすことができる社会の実現のために、労働環境や処遇の在り方を含めた総合的な人材確保対策が最重要課題となっている。

このため、我が国の国民生活の基盤を支える、介護という職業が国民各層から尊重され、介護分野に従事する一人一人が、意欲・誇り、さらに、やりがいや希望を持って働くことができる魅力的な職業としていくためには、基本的な雇用管理や処遇等を改善し、安定的な人材確保に努めていくことが必要である。さらに、国民に対し、介護サービスが今後の少子化・高齢化を支える働きがいのある仕事であることについて理解を求めていくことが重要である。

こうした考え方のもと、当研究会においては介護保険事業に従事する介護労働者の確保・定着を中心に、我が国が重点的・効果的に取り組むべき政策の方向性について、各介護関係事業主団体・事業所等にヒアリングを行ったところであり、これらの結果を踏まえ、中間報告書として取りまとめた。

今後、本中間報告を踏まえ、介護労働者の確保・定着に向けた的確な政策が 展開されるとともにこのような取組を通じ「介護労働者が意欲と誇りを持って 働くことができる社会」が実現されることを期待したい。

なお、本中間報告書にて取り扱うデータについては脚注に記載がないものは、 (財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年度)」より引用。

³ 資料出所:厚生労働省「雇用動向調査」事業所規模5人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用労働者について集計したもの。

[・] 本中間報告書では介護保険サービスにおける施設については「施設系」ないし、「施設介護」と表記し、在宅については、訪問介護を中心に分析を行っていることから、「訪問系」ないし、「訪問介護」と表記することとする。また、「介護職員」とは、訪問介護以外の介護保険の指定介護事業所で働き、直接介護を行う人をいう。「訪問介護員」とは介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う人をいう。

第1 介護労働者の現状と課題

1. 介護労働の特徴

(1) 介護サービスの特徴

介護保険制度が導入される以前は、介護サービスは老人福祉と老人保健の2つの 異なる制度の下で提供されていた。そのうち、訪問系サービスは市町村(ホームヘル プサービス、外部委託可)と医療法人(訪問看護)、施設系サービスは、地方公共団 体、社会福祉法人及び医療法人によって提供され、純粋な民間の事業としては家政 婦による家事サービスが行われていた。

一方、介護保険制度導入後の介護サービス利用者数及び介護事業所数は、増加傾向にあるが、訪問介護の中心の担い手である株式会社、NPO法人などについては小規模な事業所が多く、事業開設後の経過年数も間もないこと等から雇用管理が不十分な事業所の割合が高くなっている。

「介護サービスの基本的な性格は究極的には人間同士のふれあいによってはじめて十分な満足感を得られるものだという点である」。介護サービスは人が人に対して直接提供するサービスであり、サービスを受ける高齢者等は、住み慣れた地域においてサービスの提供を受けることを望む場合が多い。また、訪問系では効率性、生産性の観点から利用者宅までの移動距離を短くする必要もあること、施設系では利用者と家族とのつながりの観点等から、需要のあるところでサービスを提供する地域密着型の産業としての性格を持っている。

また、ヒアリングによれば、訪問介護に従事する者と施設介護に従事する者はたとえ同一の法人に属している場合においても、その間の人材の異動が少なく、訪問介護に携わっている者は訪問系だけ、施設介護に携わっている者は施設系だけ従事する場合が多いという特徴がある。

その理由として、介護保険制度導入の理由の一つとして、「高齢者の多くは、できる限り住み慣れた家庭や地域で老後生活を送ることを願っており、こうした希望に応えて在宅介護を重視することが求められる。このため、一人暮らしや高齢者のみの世帯でもできる限り在宅生活が可能となるよう、24時間対応を視野に入れた在宅支援体制の確立を目指す」。ということが挙げられていたが、夜間介護は仕事として難しい面が多いことや、介護サービスにおける人材の異動が少ないことがあり、結果として介護労働者が異なる介護サービスに従事することを阻害しているのではないかという指摘もあった。

[🏻] 資料出所:平成7年7月26日の老人保健福祉審議会中間報告(新たな高齢者介護システムの確立について)

(2) 介護労働者の特徴と就業意識

介護労働者の構成の特徴としては、様々な就業形態(正社員、非正社員(パート、契約社員、登録ヘルパー、派遣社員等))の労働者がみられ、その大きな特徴として、非正社員の占める割合が増加傾向にあり、介護労働者全体では約5割、訪問介護員については約8割を占めること等が挙げられる。(図表1)

また、女性労働者の割合が多いことから、女性への就労支援対策を求める指摘があった。さらに介護サービス別の従業員の就業形態をみると、訪問系では正社員は26.9%となっている一方、施設系(入所型)では正社員は64.2%と、訪問系では正社員割合が低く、登録ヘルパー等の非正社員の割合が多くなっている。これは、訪問系においては、主婦層を中心とする短時間労働者が多いためであり、施設系においては、通常、常勤者によって対応される夜勤業務が不可欠なためである。このため、介護労働者の確保・定着を考えるときに、主婦パート層を中心とした訪問介護と正社員層を中心とした施設介護ではその属性が大きく異なり、平均値だけで判断することは難しいことに留意する必要がある。また、短時間労働者が多い訪問介護の特徴や介護サービスの地域特性等により、通勤距離に制約があり、介護労働者の需給は基本的には比較的狭い労働市場で完結している場合が多い。

一方、介護労働者の就業意識の特徴をみてみると、現在の仕事を選んだ理由として「働きがいのある仕事だから」と 55.9%が回答しており、現在の仕事の満足度においても「仕事の内容・やりがい」に満足している介護労働者の割合は 55.0%と高い水準にある。しかし、労働条件等の悩み、不安、不満等では「仕事内容のわりに賃金が低い」が 49.4%、「業務に対する社会的評価が低い」が 38.4%と高くなっており、入職時及び現在の仕事内容に関しては「働きがい・やりがい」に満足しているものの、「賃金や社会的評価」に対する不満が高まっている状況である。

(図表1)

職種別従業員数(就業形態別、勤務形態別)

,										Alle Alle	w/ 44.55	TANK MIK 1:	3 44		(%)
	事業所数当該職種のいる	職種別従業員数合計				成業形態別従業員数 正社員 非正社員の勤務形態別									
		人数	(男)	(女	(不明)	ät	(男)	(女)	ấٔٔ†	(男)	(女)	不_ 明性 一別	労 常 働 勘	労短 働時 者間	が不明が不明
合計	4, 468	110, 939	15. 2	82. 8	2. 0	46. 7	24. 5	75. 5	52. 3	6. 7:	89. 4	3. 9	22. 7	67. 1	10. 2
訪問介護員	1. 911	36, 801	5. 7	90. 8	3. 5	17. 9	18. 5	81. 5	81. 4	2. 8	92. 9	4. 3	9. 6	80.3	10. 1
介護職員	2. 580	46, 857	21.0	77. 7	1. 3	56. 5	28. 0	72. 0	42. 8	11. 7	85. 4	3. 0	41. 1	49. 2	9. 7
看護職員	2, 552	12, 580	4. 2	94. 8	0. 9	59. 8	5. 3	94. 7	38. 9	1. 9	95. 7	2. 4	21. 1	68. 3	10. 6
生活相談員	2, 021	4, 576	41. 6	57 . 2	1. 2	83. 8	46. 3	53. 7	14. 4	15. 4	76. 1	8. 5	48. 7	36. 5	14. 8
理学療法士及び作業療法士	691	1, 978	46. 9	51. 7	1. 4	57. 0	46. 2	53. 8	40. 4	48. 2	48. 3	3. 5	10. 9	76. 5	12. 6
介護支援専門員	2. 889	8, 147	19. 2	79. 0	1. 8	77. 3	21. 9	78. 1	19. 8	7. 7	83. 1	9. 1	37. 8	47. 6	14. 6

資料出所: (財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年度)」

※「不明」人数について

合計欄の不明人数: 調査票で非正社員の勤務形態別欄にのみ記入された人数。(非正社員の性別不明と同じ) 就業形態別従業員数欄の非正社員の性別不明人数: 調査票で非正社員の勤務形態別欄にだけに記入された人数。

非正社員の勤務形態別欄の不明人数: 調査票で就業形態別の非正社員欄にのみ記入された人数。

2. 介護労働の現状と課題

(1) 介護労働者数の動向

介護労働者数は平成12年の約55万人から平成18年で約117万人と約2倍に増加している。介護サービス別にみると居宅サービス事業所に従事する介護労働者では平成12年で約31万人、平成18年で約85万人となっている一方、介護保険施設に従事する介護労働者は平成12年で約24万人、平成18年で約32万人と毎年約1万人ずつ増加しており、居宅サービス事業所に従事する介護労働者は介護保険施設に従事する介護労働者に比べ、大きく増加している。(図表2)

さらに、介護福祉士の国家資格を取得している者、約 47 万人のうち、実際に福祉・介護サービスに従事している者は約 27 万人に留まっており、いわゆる「潜在的有資格者」が多数存在している。⁶今後、介護福祉士だけでなく、ホームヘルパー 2 級等においても「潜在的有資格者」の動向や就業意識等の検証を実施し、有資格者が再び介護の現場で働くことができるよう、対策を講ずる必要がある。

⁶ 資料出所:厚生労働省「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しについて(2007年8月)

また、将来必要となる介護保険サービスに従事する介護職員については、平成 16 年の約 100 万人から、平成 26 年には約 140~160 万人に増加すると見込まれている。 7

地域別にみると、平成 18 年の都道府県別の介護労働者数では東京都(95.4 千人)、大阪府(88.5 千人)、神奈川県(79.2 千人)が多く、山梨県(7.7 千人)福井県(7.5 千人)、鳥取県(6.7 千人)が少なくなっている。各都道府県においても、介護労働者数は総じて増加しているものの、平成 16 年から平成18 年にかけての増加率をみると、介護労働者数の上位3都府県の増加率は20.5%、下位3県は15.7%と約5ポイントの差がみられる。

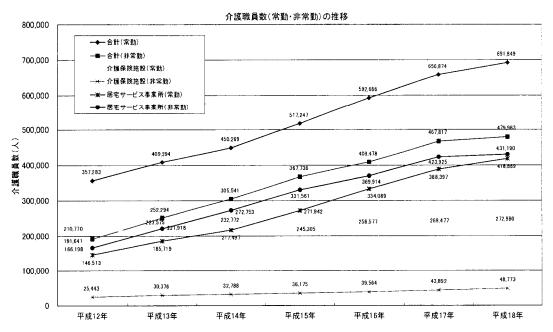
また、若年人口の減少、介護労働者の厳しい労働条件、人手不足等のマイナスイメージの報道等を背景として、介護福祉士等の養成施設においては定員割れが相次いでおり、私立大学の平成19年の定員充足率は健康福祉学部では98.8%、社会福祉学部では98.6%と100%を切っているものの、概ね定員を確保できている状態であるが、私立短期大学では、平成19年の定員充足率は69.7%で平成16年から平成19年にかけて約26%低下しており、さらに、ヒアリングにおいて、専門学校が、定員数を大きく下回っており、最も深刻な状況となっているとの指摘があった。8(図表3-1)さらに、介護福祉士養成校から介護関連分野への就職率の動向をみると、平成16年では88.3%だが、平成19年には86.4%となっており、介護関連分野への就職率は減少傾向となっている。(図表3-2)

また、ヒアリングにおいて、本人が介護分野を志しても、高校の先生や親が反対するとの指摘があったが、ハローワークにおける、普通高校の進路指導教諭に対するヒアリング調査においては、「介護分野を希望する生徒には積極的にサポートする」が 63.4%である一方、「適性をみて勧めることもあるが、介護分野の現状を十分説明する」が 64.1%、「介護分野を希望しない生徒、迷っている生徒にあえて勧めることはしない」が 33.1%となっている。なお、委員からは介護福祉士等の養成施設を卒業する段階ではなく、高校から進路を選択する段階での介護分野への誘導が重要との指摘があった。

⁷ 資料出所:厚生労働省「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しにつ

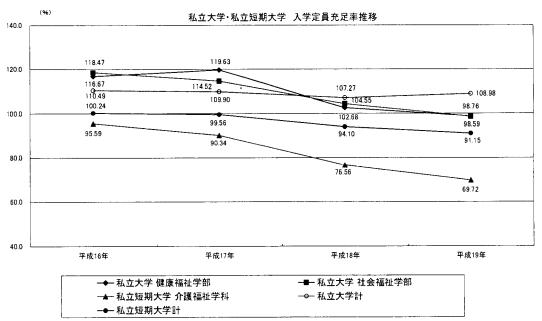
⁸ 資料出所:日本私立学校振興・共済事業団私学経営相談センター「私立大学・短期大学等入学志願動向」

(図表2)



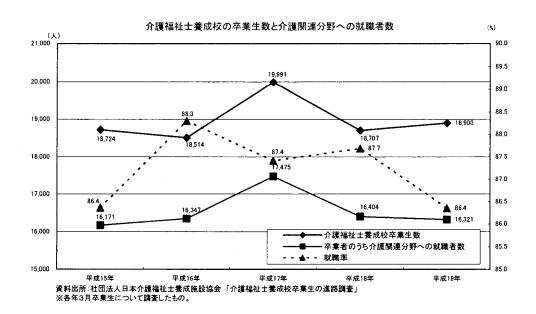
資料出所: 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」
※介護職員数は実員数
※「常動」とは施設・事業所が定めた動務時間のすべてを動務している者、「非常動」とは常動者以外の従事者(他の施設、事業所にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事をっている者、短時間労働者のバートタイマー等。)
※介護保険施設「介護者人福祉施設」、「介護者人保健施設」、「介護療養型医療施設」に動務する介護職員数を集計したもの。
※居宅サービス事業所は、「訪問介護」、「訪問入浴介護」、「適所介護」、「適所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「認知症对応型共同生活介護」、「特定施設入所者生活介護」に動務する介護職員数を集計したもの。

(図表3-1)



資料出所:日本私立学校振興・共済事業団 私学経営相談センター「私立大学・短期大学等入学志願動向」

(図表3-2)



(2) 人手不足感の動向

介護職種別の労働者の過不足状況をみると、「不足している」とする事業所が「訪問介護員」は 75.2%、「介護職員」は 55.7%となっており、訪問介護員で約 20 ポイント高くなっている。さらに「人手不足の実態に関する調査研究」。においても、「社会保険・社会福祉・介護事業」では、人材が不足しているとするところが 79.0%と不足感が強くなっており、さらに、 3年前と現在を比較した人手不足感においては、特に中小企業及び医療・福祉で「不足感が強くなった」とする企業の割合が大きくなっている。

また、平成 19 年度の都道府県別有効求人倍率をみると、平成 15 年から全体の雇用情勢が改善している中で、東京都及び愛知県が介護関連職種(常用(含むパート))で 3.52 倍と最も高くなっている一方、沖縄県が 0.78 倍で最も低くなっており、地域差が大きく出ている状況である。さらに、介護関連職種常用(含むパート)の全国平均は平成 16 年度で 1.14 倍、平成19 年度で 2.10 倍と3年間で 0.96 ポイント上昇、また、常用的パートタイムでは平成 16 年度で 2.62 倍、平成 19 年度で 3.48 倍と3年間で 0.86 ポイント上昇と人手不足感が高まっており、特に非正社員等の人手不足感は深刻な状況となっている。(図表 4)

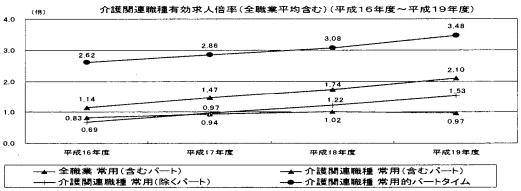
⁹ 資料出所:株式会社日本総合研究所「人手不足の実態に関する調査研究」2008年3月

(ヒアリング等における指摘事項)

- ・ 訪問介護員の短時間労働者における 1 ヶ月間の実労働時間をみると、80 時間未満の割合が 73.1%となっており¹⁰、その背景には、税・社会保障の制度上の問題等により、労働時間の調整を行っている者もいると考えられるが、これらの者の労働時間を増加させることで労働力の確保に繋がるのではないかとの指摘もあった。一方、そもそも働き方については、短時間の就労しか希望しない者がいることに留意する必要があること、また、働きたいと希望する者が働けなくなっている阻害要因を取り除く必要があるとの指摘があった。
- ・ 各団体から現状において、介護労働者が「不足している」という指摘があるとともに、特に大都市圏においては「募集しても応募者がいない(新聞折込広告をしても4週間一件も応募がなかった)」、「募集コストが高い(一人当たり50万円かかった)」等の指摘があった。
 - ・ 特に大都市圏では、常勤労働者が離職した場合、即座に人員を確保できない状況にあり、派遣社員を利用せざるを得ないという指摘があった。それを踏まえて、派遣労働者の受入れについてみると、「派遣を受け入れている」が9.3%、「派遣を受け入れていない」が88.5%と圧倒的に「派遣を受け入れていない」が多い状況であるものの、介護サービス別でみると、訪問系が3.5%であるのに対し、施設系(入所型)は21.8%と高くなっている。さらに事業所規模別でみると、4人以下の0.4%から100人以上の23.0%まで段階的に増加している。

¹⁰ 資料出所:(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成 18 年度)」

(図表4)



(資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」数値は年度内各月の平均値)

(3) 常用労働者の賃金等の動向

賃金水準は業務内容や勤続年数等を勘案し、事業主と従事者の間の契約で決められるものであるため、その高低について一概に比較・解釈することは困難であるが、賃金構造基本統計調査¹¹により、常用労働者の平均賃金をみると、福祉施設介護員(男性)の所定内給与額は 213.6 千円であり、男性労働者平均(全産業)336.7 千円と比べ、約12万円の差がみられる。また、福祉施設介護員(女性)の所定内給与額は193.7 千円であり、女性労働者平均(全産業)225.2 千円と比べ、約3万円の差がみられる。さらに、訪問介護員についても同様の傾向がみられ、勤続年数の相違はあるが、常勤の介護労働者は男性・女性ともに低い水準にあると言える。

ヒアリングにおいても、現在生じている問題として、介護サービスにやりがいを感じているものの、将来、家族を養っていくことができないという理由から、結婚を機に退職する男性労働者が増加しているとの指摘があったが、一方、男女にかかわらず、能力やキャリアに応じた賃金制度が必要との指摘が委員からあった。また、年収ベースで男性労働者の賃金カーブをみると、賃金上昇率が他の産業と比べ低くなっている。(図表 5-1、5-2) 12

[📭] 資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成 19 年)

注1:事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について集計したもの。

注2:一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。

注3:常用労働者とは①期間を定めずに雇われている者、②1か月を超える期間を定めて雇われている者、③日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、前月、前々月にそれぞれ18日以上雇われた者のいずれかに該当する労働者をいう。

¹² 資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成 19 年)

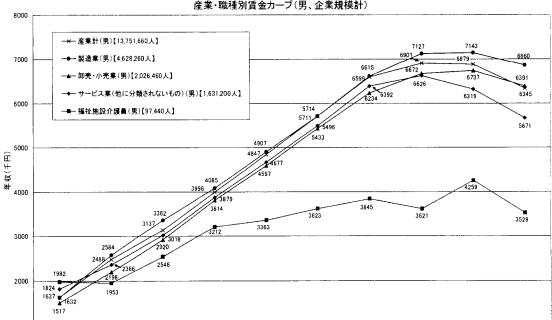
注1:事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの

(ヒアリング等における指摘事項)

- 訪問介護では、他人の家庭に入って仕事をする困難さなど、負担が大き い割には賃金が低いという指摘もあったことから、女性の介護職種賃金を 他の産業と比べると、必ずしも低くはないが、医療分野の他の専門職と比 較すると、相対的に低くなっている。賃金の低さを強調することはかえっ てマイナスになりかねないのではないかという指摘と専門職として考える とやはり低い水準であると言わざるを得ないという指摘があった。(図表6 -1, 6-2
- ケアマネジャーの年収は民間企業だと約 350 万円との指摘があり、単独 で家族を養うのは困難であるとの指摘があった。

(図表5-1)

1000



30~34歳

35~39歳

40~44歳

50~54歳

45~49歳

55~59歳

産業・職種別賃金カーブ(男、企業規模計)

資料出所: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成19年)」 ※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの。

25~29歳

※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。 ※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。 ※年収一きまって支給する現金給与額×12ヶ月+特別給与額 ※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。

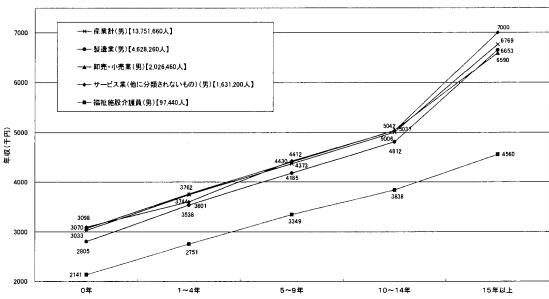
20~24歳

18~19歳

(「年収」=「きまって支給する現金給与額」又は「所定内給与額」×12ヶ月+「特別給与額」) 注2:一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。

(図表5-2)

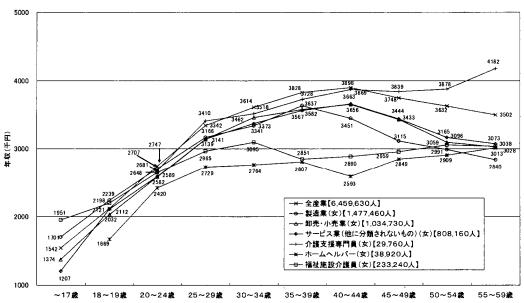
産業・職種別、勤続年数・経験年数別賃金カーブ(男)



資料出所: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成19年)」 ※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの。 ※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。 ※年収一所定内給与×12ヶ月 +特別給与額 ※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。 ※横軸は、福祉施設介護員については「軽験年数」、その他については「動酵年数」である。

(図表6-1)

産業・職種別賃金カーブ(女、企業規模計)



資料出所: 厚生労働省「資金構造基本統計調査(平成19年)」 ※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの。 ※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。 ※年収=きまって支給する現金給与額、12ヶ月 + 特別給与額 ※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。

(図表6-2)

6000 5000 4757 4614 4182 4000 3747 3675 3878 3869 3728 3410 3518 3095 3059 2965 2851 3000 3013 2764 - 看護師(女)【375,180人】 2000 -=-准看護師(女)【175,360人】 - 介護支援専門員(女)【29,760人】 1669 ホームヘルパー(女) [38,920人] ---福祉施設介護員(女)[233,240人] 1000 30~34歳 35~39歳 20~24歳 18~19歳

職種別年齢階級別賃金カーブ(女)

資料出所: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成19年)」 ※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの。 ※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。 ※年収一きまって支給する現金給与額、21ヶ月十特別給与額 ※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。

(4)入職理由

介護労働者が現在の仕事を選んだ理由として「働きがいのある仕事だから」が55.9%となっており、現在の仕事の満足度においても「仕事の内容・やりがい」に満足している介護労働者の割合は55.0%と高い水準にある。しかし、労働条件等の悩み、不安、不満等では「仕事内容のわりに賃金が低い」が49.4%、「業務に対する社会的評価が低い」が38.4%と高くなっており、入職時及び現在の仕事内容に関しては「働きがい・やりがい」に満足しているものの、「賃金や社会的評価」に対する不満が高まっている状況となっている。このため、介護労働者の賃金に対する不満を解消し「働きがい・やりがい」を失わないような賃金制度等の雇用管理改善を図っていく必要がある。また、社会的評価が低いという不満については国民各層から魅力的な職業として職務内容や役割に即した社会的評価が得られるよう、仕事に対する理解を進めていく必要がある。

こうした取組を通じて、ハローワークにおける前職が介護関係職種であった求職者に対するヒアリング調査を行った結果、福祉系大学等に在学中

の介護に対するイメージと介護の職場で実際に働いた結果、ギャップを感じたと回答した者は 68.6%となっている。よい実感としては「やりがいのある仕事である」、よくない実感としては「精神的・体力的にきつい」、「仕事内容の割に賃金が低い」がそれぞれ高くなっている。また、現在の希望就職先を聞いたところ「介護分野に就職したい」が 51.9%、「条件次第では介護分野に就職したい」が 24.6%となっている。

(5) 離職率等の動向

ア 介護分野全体

正社員・非正社員の定義が異なるため一概に比較・解釈することは困難であるが、全産業の平均離職率¹³と介護職員及び訪問介護員の離職率を比較してみると、全産業の平均離職率は 16.2%であるのに対して、介護職員及び訪問介護員全体の離職率は 21.6%と約5ポイントの差がみられる。なお、離職者のうち、勤続1年未満で退職した介護職員及び訪問介護員の割合は約 40%、勤続3年未満だと約 75%となっている。

しかし、離職率の分布をみると事業所単位の離職率が 10%未満で安定している事業所と 30%以上となっている事業所の割合が高くなっており、離職率の高い事業所と離職率の低い事業所が併存している。(図表 7 - 1)。離職率が安定し、質の高いサービスを提供している事業所においては、魅力ある職場づくりを実現できる現場管理者の育成が重要であるとしていることから、14離職率の低い事業所の取組についての情報収集及び好事例の周知に努めるとともに、離職率の高い事業所に対する雇用管理改善対策が求められる。

イ 訪問系

全産業の平均離職率は 16.2%であるのに対して、訪問介護員は 16.9%とほぼ同水準であり、勤続 1 年未満の離職は 29.6%となっている。

全産業の正社員の男女割合と介護分野の正社員の男女割合は明らかに異なっているため、一概に比較・解釈はできないが、就業形態別にみると、

¹³ 資料出所:厚生労働省「雇用動向調査(平成18年)」事業所規模5人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用労働者について集計したもの。「正社員」「非正社員」は、常用労働者のうち、それぞれ「一般労働者」、「パートタイム労働者」のことをいう。